

基盤確立事業実施計画の認定を受けた中小企業は 新事業活動促進資金が活用できます！

みどりの食料システム法に基づき、化学肥料・化学農薬の使用量低減や温室効果ガスの排出削減など、環境負荷低減に取り組む生産者の活動計画を都道府県が認定し、生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等に取り組む事業者の活動計画(基盤確立事業実施計画)を国が認定しています。

認定を受けた基盤確立事業者による、環境負荷低減に資する新たな資材・機械類の普及拡大に向けた設備投資の取組を、**日本政策金融公庫の低利融資**で支援します。

対象者

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、以下に取り組む中小企業

- ・ 環境負荷低減に資する資材・機械類の生産・販売
- ・ 環境負荷低減に資する機械類のリース・レンタル

使途・支援内容



詳しくはコチラ
日本政策金融公庫HP

- 当該事業の実施に必要な設備資金及び長期運転資金
(新たに開発した環境負荷低減に資する資材・機械の製造設備の取得など)

- 借入限度額：

- ① 中小企業事業 7億2,000万円
- ② 国民生活事業 7,200万円(うち運転資金 4,800万円)

- 借入金利：2億7,000万円まで **特別利率②(土地に係る資金を除く。)**

- 貸付期間：設備資金：20年以内、運転資金：7年以内

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

ポイント 基準金利より
利率が低くなります！

【留意点】 公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。

さらに！ みどり投資税制 も活用できます！！

認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬に代替する資材を製造する設備**を導入し、税務申告を行った場合、次の金額を**上乗せして償却**できます。

(機械など：取得価額×32%、機械と一体となった建物など：取得価額×16%)

税制特例の対象機械例



密閉縦型
コンポスト

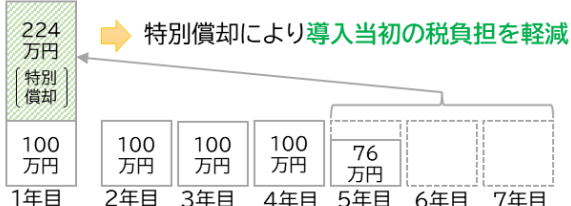
自動攪拌機・付帯施設 ペレタイザー

【留意点】

・計画認定前に取得した機械等は税制の適用が受けられません。

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



農林水産省、日本政策金融公庫は、中小企業の取組を応援します！

お問い合わせ先：

(制度の活用について)最寄りの日本政策金融公庫の支店

(制度の内容について)農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

(TEL:03-6744-7186)